

69 漁業経営安定対策と漁業構造改革の推進

【33,403(38,631)百万円】
(平成27年度補正予算 8,523百万円)

対策のポイント

- ・ 計画的に資源管理に取り組む漁業者に漁業収入安定対策を実施するとともに、燃油・養殖用配合飼料価格の上昇に備えるセーフティーネット事業を組み合わせ、適切な資源管理と総合的な漁業経営の安定を図ります。
- ・ 高性能漁船の導入等による収益性向上を実証する取組を支援します。
- ・ 設備投資の促進を図るため、融資の金利負担を軽減（実質無利子化）するとともに、保証人を不要とし担保は漁業関係資産に限る融資を支援します。
- ・ 経営・事業改革に取り組む経営不振漁協の経営の改善・基盤強化を促進します。

<背景／課題>

- ・ 国民への水産物の安定供給を確保するためには、適切な資源管理と漁業経営の安定とともに実現していくことが必要です。
- ・ 燃油や養殖用配合飼料価格が上昇した場合に、その影響を緩和するための備えとしてセーフティーネット対策の整備が必要です。
- ・ 漁業の競争力強化を図るため、収益性の高い操業・生産体制への転換が必要です。
- ・ 漁業経営を金融面から支援し、漁業者が融資を利用しやすくするため、実質無利子化や実質無担保・無保証人による融資を促進する必要があります。
- ・ また、経営不振漁協の経営改善計画の実施を支援し、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する必要があります。

政策目標

- 漁業経営安定対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合90%（平成34年度）
- 漁業者の資金融通の円滑化
- 繰越欠損金を抱える経営不振漁協の削減
（251組合（平成23年度）→166組合（平成29年度））
- 繰越欠損金総額の削減（375億円（平成19年度）→195億円（平成29年度））

<主な内容>

1. 漁業収入安定対策事業等 29,075(32,366)百万円
漁業共済・積立ぶらすを活用し、漁業者・養殖業者による資源管理や漁場改善の取組に対する補助として、収入額が減少した場合の減収補填を行うとともに、漁業災害補償法に基づき、災害等による損害を補填する漁業共済の加入漁業者に対して漁業共済の掛金に対する補助をします。

補助率：定額

事業実施主体：全国漁業共済組合連合会
食料安定供給特別会計へ繰入（漁業共済保険勘定繰入分）
事業実施主体：国（食料安定供給特別会計）

2. 漁業経営セーフティーネット構築事業 2, 450 (4, 000) 百万円
漁業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が上昇したときに補填金を交付します。(燃油については、国の負担割合を段階的に高めて補填を行うほか、価格急騰時に別途補填を行います。)

補助率：定額
事業実施主体：(一社) 漁業経営安定化推進協会

3. 漁業経営基盤強化金融支援事業 [新規] 80 (一) 百万円
認定漁業者や被災漁業者が漁船の建造や養殖施設の取得等のために漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金等を借り入れる際に利子助成(最大2%)を行うことにより、これらの資金の実質無利子化を図ります。

融資枠：106(一)億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

4. 漁業者保証円滑化対策事業 [新規] 368 (一) 百万円
積極的な設備投資の促進を図るため、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資を支援するとともに、保証業務を安定的かつ持続的に実施し得る体制を整備するため、漁業信用基金協会の広域合併の取組を支援します。

保証枠：226(一)億円
補助率：定額、1/2、2/5
事業実施主体：漁業信用基金協会、(独) 農林漁業信用基金、(一社) 漁業信用基金中央会

5. 漁業経営改善支援資金融資推進事業 170 (170) 百万円
認定漁業者に対する漁業経営改善支援資金について、保証人を不要とし、担保は融資対象(漁船等)のみとする借入れが可能となるよう支援します。

融資枠：70(70)億円
補助率：定額
事業実施主体：(株) 日本政策金融公庫

6. 漁協経営改善推進事業 272 (328) 百万円
経営不振漁協の解消のため、漁協が経営の改善・基盤強化のために借り入れる借換資金に対し、利子助成等を実施します。

融資枠：15(20)億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

7. 漁業構造改革総合対策事業 300 (500) 百万円
(平成27年度補正予算 8, 523 百万円)

漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するため、高性能漁船の導入等による収益性向上を実証する取組等を支援します。

補助率：定額、用船料相当額の1/2、1/3以内等
事業実施主体：特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

8. その他の漁業経営安定対策 689 (438) 百万円

認定漁業者に対する低利の短期運転資金の借入等の金融支援や漁協の人材育成や経営の健全性の確保を図るための支援及び独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業保証保険について漁業者等の負担を低減させるための交付金を交付します。

お問い合わせ先：
1の事業 水産庁漁業保険管理官 (03-6744-2355)
2の事業 水産庁企画課 (03-6744-2341)
3から6、8の事業 水産庁水産経営課 (03-6744-2345)
7の事業 水産庁研究指導課 (03-6744-2025)

漁業経営安定対策

【平成28年度予算概算決定額 漁業収入安定対策事業:20,303(23,697)百万円
漁業経営セーフティーネット構築事業:2,450(4,000)百万円】

ポイント

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済・積立ぶらすを活用した漁業収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な経営安定対策を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。

漁業収入安定対策

資源管理への取組

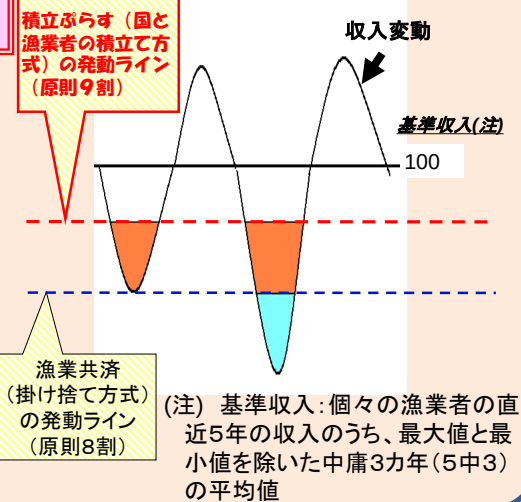
- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者(団体)が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施。
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守。

漁業収入安定対策事業の実施

漁業共済・積立ぶらすを活用して、資源管理の取組に対する支援を実施。

- ✓ 基準収入(注)から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」(原則8割まで)、「積立ぶらす」(原則9割まで)により減収を補填
- ✓ 漁業共済の掛金の一部を補助

※ 補助額は、積立ぶらすの積立金(漁業者1:国3)の国庫負担分、共済掛金の30%(平均)に相当



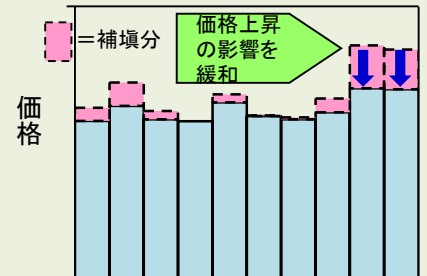
コスト対策

燃油や配合飼料価格の上昇に対する取組

- 漁業者と国が資金を積立

コスト対策の実施

- ✓ 原油価格・配合飼料価格が、「7中5平均値×100%」を超えた場合、超えた分を補填
- ✓ 原油価格が、上記発動ラインを超えた場合、国の負担割合を段階的に高めて補填
- ✓ 原油価格が急騰した場合に別途補填



【漁業経営セーフティーネット構築事業】

※このほか、水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業により、漁船漁業や養殖業等の省エネルギー・低コスト化に資する新技術の実証を支援。